

4 デザイン分野別制作物保護実態表

「デザイン」といわれる分野で制作されるものは、多岐多様にわたります。実際日本デザイン団体協議会に加盟している8団体も分野別の団体といえます。このような様々な制作物の中で、どれがどのような法律で保護されているのか、あるいは保護されていないのかといったように、具体的なデザイン制作物とその保護の実態を一覧表にしてみました。これによって、デザイン創作物を保護する法律の重複・隙間の関係などを明確化し、問題点の抽出に役立てるためです。

実態表は、デザイン制作物の種類を縦軸にとり、それらを保護する法律およびその機能状態と問題点を横軸にとるよう構成されており、法律の問題点はさらに法律上・運用上・利用上の問題点に分けて表示しました。

なお、この表は各団体がそれぞれ独自に作成したものであり、デザイン制作物の例示方法や保護する法律の機能状況などの判断基準は、作成団体に委ねられています。

*法律の機能状態は、以下の記号で示します。

○=一応機能している。

△=ケースによる。

×=機能していない。

■日本グラフィックデザイナー協会 (JAGDA)

デザイン制作物(商品)の種類	主に保護する法律 /機能状況	法律上の問題点
1. ポスター	意匠法 /○	
	著作権法 /○	・応用美術が、保護対象として明文化されていない。
2. カレンダー	意匠法 /△	
	著作権法 /○	・応用美術が、保護対象として明文化されていない。
3. イラスト	意匠法 /△	・イラストが物品意匠に表わされた場合のみ保護されイラストそのものは保護されない。
	著作権法 /○	
4. マーク	商標法 /○	・商標・サービスマークとして登録されたもののみ保護される。
	不正競争防止法 /○	
	著作権法 /△	・応用美術が、保護対象として明文化されていない
5. ロゴタイプ	商標法 /○	・商標・サービスマークとして登録されたもののみ保護される。
	不正競争防止法 /○	
	著作権法 /△	・文字は保護されない。 ・カリグラフィであれば保護される可能性はある。
6. ダイアグラム	商標法 /○	
	著作権法 /△	・単純な形は保護されない。

	運用上の問題	利用上の問題点	備考
	・登録に時間がかかるため 審査終了以前にポスターとしての役割が終わってしまう。	・本法が適用されることはあまり知られていない。 ・登録費用がかかる。 ・登録手続きが面倒。	
	・登録に時間がかかる。 ・登録手続きが面倒。	・登録費用がかかる。	
	・登録に時間がかかる。	・登録費用がかかる。 ・登録手続きが面倒。	
	・登録に時間がかかる。 ・出願中のものには権利が発効しない。	・登録費用がかかる。 ・登録手続きが面倒。 ・不使用商標の登録が多い。	
	・登録に時間がかかる。 ・出願中のものには権利が発効しない。	・登録費用がかかる。 ・登録手続きが面倒。 ・不使用商標の登録が多い。	
	・登録に時間がかかる。	・登録費用がかかる。 ・登録手続きが面倒。	

■日本パッケージデザイン協会 (JPDA)

デザイン制作物(商品)の種類	主に保護する法律 ／機能状況	法律上の問題点
1. パッケージデザイン	意匠法 /○	
	商標法 /○	
	著作権法 /△	
	不正競争防止法 /○	

運用上の問題点	利用上の問題点	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・登録に時間がかかる。 ・出願中のものは発効しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録費用がかかる。 ・登録に時間がかかるためインプルーブの早い商品には問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法にデザインという文言が明文化された場合に予想される事態
<ul style="list-style-type: none"> ・商品分野(1~34類)サービス分野(35~42類)別の登録、保護となる。分野を越えた保護は不正競争防止法による。 ・登録に時間がかかる。 ・出願中のものは発効しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録費用がかかる。 ・登録に時間がかかるためインプルーブの早い商品には問題がある。 ・出願中のものの検索が難しく先出願商標との関係に不安が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 明文化以前に、著作権法による自動的な権利の発生と、工業所有権法の登録による権利の発生との時間的な差の問題及び、保護(権利)内容の差の問題等、2つの法的体系の差を良く研究する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・工業所有権法による保護が中心となっており、著作権法利用の例は当協会では聞かない。 	<ul style="list-style-type: none"> しかし明文化されても保護内容が強力な工業所有法による権利保護の活用が継続されると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・他の工業所有権法と異なり登録の必要が無く、他の法をカバーしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正によって、今までより利用される件数の増加が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 2 "オリジナリティの範囲" についての議論が活発になっている。

■日本サインデザイン協会 (SDA)

デザイン制作物(商品)の種類 ジャンル 成果物の例		主に保護する法律 ／機能状況	法律上の問題点	運用上の問題	利用上の問題点	備考
1. コンセプト プランニング	サインマニュアル CIシステム サインガイドライン ネーミング イメージスケッチ 基本計画報告書 色彩計画	一部商標法 著作権法 /×	・ネーミングについてはケースにより商標法で保護されるケースがある。		・未知の部分が多い。 ・何をどのように保護するのが課題。	・システムなど眼に見えないものに対する権利の保護が重要。
2. 量産型サイン (主として本体、 表示は標準型)	案内サイン 誘導サイン 記名サイン 禁止・規制サイン 解説サイン	意匠法 /△	・場合によっては、実用新案で保護される。	・表示部分は流動的なため外して申請するケースが多い。		
3. 特注型サイン (本体、表示)	独立型 壁付型 突き出し型 屋上型	意匠法または 著作権法 /×	・著作権の対象となっていない。	・自治体などクライアントとの関係で権利の帰属が不明解。		・デザイナー、行政、メーカー共に権利の認識が低い。 ・土木業界の慣例など、検討すべき課題が多い。
4. サイン表示	文字書体 ピクトグラム 地図 記号 レイアウトシステム イラストレーション	著作権法 /×	・著作権の対象となっていない。	・表面全体を対象とする場合と各部分を対象とする場合の解釈が不明解。		・JAGDA と協力。
5. 環境型サイン 小工作物	街路灯、シェルター、 電話ボックス、ベンチ、案内所等のストリートファニチャー類にサインとしての機能をもたせて考案されたもの	商標法 /△ 著作権法 /×	・量産品(商品化)に関しては意匠法によって保護される。	・特注品に関しては自治体などのクライアント等との関係で権利の帰属が不明解。		・JIDA と協力。
6. 環境型サイン 大工作物	タワー、橋梁、ゲートmモニュメント等大型の工作物に対して、ランドマーク等、サインとしての機能を意図して制作されたもの	著作権法 /×		・自治体などクライアントとの関係で権利の帰属が不明解。		・土木業界との調整が必要。

■日本ディスプレイデザイン協会 (DDA)

デザイン制作物(商品)の種類 ジャンル	主に保護する法律 ／機能状況	法律上の問題点	
1. 立体媒体系 成果物の例	<ul style="list-style-type: none"> 仕器 <ul style="list-style-type: none"> ・ケース ・システム仕器 ・演示器具 ・マネキン 造形 <ul style="list-style-type: none"> ・模型ジオラマ ・ウインドウディスプレイ ・キャラクター造形 装置 <ul style="list-style-type: none"> ・からくり時計 ・特殊制御装置 ・免振装置 ・マジックビジョン 空間デザイン <ul style="list-style-type: none"> ・店舗デザイン ・ミュージアム・エキシビジョンデザイン ・舞台美術 	<ul style="list-style-type: none"> 意匠法 /○ 実用新案法 /○ 特許法 /△ 意匠法 /○ 著作権法 /× 特許法 /○ 実用新案法 /○ 著作権法 /× 著作権法 /△ 商標法 /○ 著作権法 /○ 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業製品という捉え方をすれば特に問題はないが、創作物に対する芸術性は保証されていない。 ・JID のケースと類似する。 ・工業製品、芸術作品のいずれにも捉えられ難く、あえて言えば対象となるのがキャラクターくらいである。 ・問題なし。 ・全く保護の対象とされていない。 ・写真等に関する著作権は、ある程度確立されているが、その他の面では、基本的な点でJAGDA のケースと類似する。 ・基本的に映像業界、音楽業界のケースと類似する。 ・これらの業界での著作権は、ある程度確立されているので問題ない。

運用上の問題点	利用上の問題点	備考
・量産品など、必要とされる場合に申請している。	・単品生産が圧倒的に多いため手続きの負担を考えると登録されるケースは少ない。	
・他の媒体とともに出願されるキャラクター等を除いて、殆ど出願されていない。		
・他の工業製品分野のケースと類似する。	・問題なし。但し、出願の手間等を考えると、単品生産という性格から、出願のケースは少ない。	
・どのような審査方法をもって著作を立証するのが難しい。		
・ロゴなどは他の平面媒体と一括して登録される場合が多い。	・単品生産が圧倒的に多く、また仮設のものも多いため、問題発生のリスクと登録の手間とを考えると、登録されるケースは少ない。	
・特に問題なし。	・特に問題なし。	

■日本インテリアデザイナー協会（J I D）

デザイン制作物(商品)の種類 ジャンル 成果物の例		主に保護する法律 ／機能状況	法律上の問題点	運用上の問題点	利用上の問題点	備考
1. インテリア プロダクト デザイン	家具 照明器具 テキスタイル 建材・内装材 設備機器	特許法 意匠法 実用新案法 不正競争防止法 ／ 工業所有権によるこれらの法律をケースバイケースで活用している。	・意匠法に関して、法律上の起因や弁理士の手腕などにより、採否がわかれることがある。また、同法による創作物のデザイン生命に対して、登録保護期間の短さも問題視されている。	・考案されたものに対して、必要とされる場合に限って申請している。但し、結果が出るまでに時間がかかり過ぎるという声が多い。	・登録手続きが面倒であり、特に個人による申請には何かと負担がかかり過ぎるという声が多い。	
2. インテリア デザイン	住宅のインテリア 商業のインテリア 公共のインテリア	著作権法のみ	・インテリアデザインの場合、著作権の権利として、財産権としての著作権（複製権→著作権法第21条）が認められている。 従って工事にあたり、作成した図面及び仕様書は、工事実施の可否にかかわらず作成した人の所有となっている。 建築の外観を除いて、現状では創作された空間に対する視覚的印象や感覚について、デザイン保護の対象となっていない。インテリアは天井の回り縁、ドアの枠など様々な部分（部材）から成っているが、創作的、芸術的作品として認めてほしいと考えている。		・通常、インテリアが完成すると同時に施主（依頼主）に引渡ししてしまう。保護上はその辺りからの検討の余地あり。	

■日本クラフトデザイン協会 (JCDA)

デザイン制作物(商品)の種類 ジャンル	主に保護する法律 /機能状況	法律上の問題点		
陶磁器 金工 (鋳造品・鍛造品) 漆工 木工 編組(竹、藤、他) テキスタイル ガラス ジュエリー その他	1. 量産品	意匠法 /△	・意匠法については一部保護されない。 (質感・微妙な形状・色あい等は保護されにくい)	
		著作権法 /○		
		不正競争防止法 /△		
		実用新案 /△		
	2. 少量商品	意匠法 /△		
		著作権法 /○		
		不正競争防止法 /△		
		実用新案 /△		
	3. 一品制作品	著作権法 /○		

運用上の問題点	利用上の問題点	備考
・意匠法については登録から認可まで時間がかかる。	・意匠法については個人の登録の場合費用がかかりすぎる。 ・作家、業者とも、意匠法等の理解度に大きな差がある。 ・手工業的産、少量産の場合は保護されにくい。 ・不正競争防止法については実態がつかめない。	・クラフトデザイン制作物の場合、その特長は生産手段(工業的産、手工的産)によって異なるため意匠法だけでは保護されにくいので著作権法による保護が是非必要である。 ・年次展(日本クラフト展)カタログから無断盗用され産された例がある。 ・一般的にこの業界は意匠法、著作権法等に関する認識度が低いためトラブルが頻発している。

■日本ジュウリーデザイナー協会 (JJDA)

デザイン制作物(商品)の種類	主に保護する法律 /機能状況	法律上の問題点
1. 量産品実物	意匠法 /△	・問題なし。
	著作権法 /△	
	不正競争防止法 /○	・問題なし。
	実用新案 /○	・問題なし。
2. 量産品デザイン画	意匠法 /×	・問題なし。
	著作権法 /△	
3. 一品制作品実物	意匠法 /×	・意匠登録の対象にならない。
	著作権法 /△	・一品制作品は美術又は美術工芸品にあたと解釈する。
4. 一品制作品デザイン画	意匠法 /×	・一品制作品実物と同じ。
	著作権法 /△	

	運用上の問題点	法律上の問題点	備考
	・出願から登録までの時間が長い ため、登録されるまでに商品生 命が終わっている。		・積極的に登録している 企業と全くしていない 企業と極端に差がある。
			・債権者の著作権を認め た調停が出ている。
			・形態の保護により、 より有効になった。
	・量産品実物と同じ。	・登録に時間と費用がかかるめ 描いたデザイン画全てを出願 するのは不可能。	
			・コンペ等で公開された デザイン画を基に無断 で量産している場合が ある。

■日本インダストリアルデザイナー協会 (J I D A)

デザイン制作物(商品)の種類 ジャンル 成果物の例	主に保護する法律 ／機能状況	法律上の問題点
1. コンセプト プランニング	エスキース・イメージ ドローイング	著作権法 /× ・イメージ制作物は保護され ていない。
	CI企画・販売ツール マニュアル・企画書・ 調査書 基本計画図面	著作権法 /△ ・文章を主体とした制作物は 著作年月日の証明が必要。
	ネーミング・コピー	商標法・著作権法 不正競争防止法 /○
2. プロダクト デザイン (工業的量产の ためのデザイン)	Gマーク商品分類に見 られるような商品群	意匠法 実用新案法 特許法 不正競争防止法 /△ ・部分的に改善の余地あり。 ・意匠法上という意匠とデザ イナーのいう「デザイン」 の概念の近接が必要。 ・色、質感、光、音、シンプ ルな形状、コンセプトが 保護されにくい。
3. クラフト系 デザイン (モノの手工業 的少量産のた めのデザイン)	手づくりによるモノ	意匠法・著作権法 不正競争防止法 /△ ・プロダクトデザインに同 じ。
4. ファッション 系デザイン	制服・作業服のデザイ ン等	意匠法・著作権法 /△
5. グラフィック 系デザイン	CRT画面 (画面・CG・アイコン)	意匠法・著作権法 /× ・未保護分野と考えられる。
	商標	商標法 不正競争防止法 /○ ・近似のものが登録されにく い。
	マーク・ロゴタイプ	商標法 不正競争防止法 /○ ・商標法扱いとなりうるもの のみ。 ・タイポグラフィを含まず。
	チャート・地図・ ピクトグラム・ダイア グラム・カード サイン	意匠法・著作権法 /△ ・カリグラフィ・イラスト状 のものほど問題がない。
	パッケージ	意匠法・商標法・著作 権・不正競争防止 /△

	運用上の問題	利用上の問題点	備考
	・未知の部分多し。 ・国際的にみても、日本は強い 保護を必要とする。	・未知の部分多し。 ・美的創作物・文芸・学術に準ず る扱いが出来れば問題なし。	・国際的にみて基本的アイ デアを大切にすることが あるためこの分野の保護 は大切である。
	・短命商品を考えると審査期間 の短縮が大問題。 ・保護が図面形状による差異が 中心になりがち。	・デザイナー、企業とも意匠法の 理解にバラツキがある。 ・保護されやすい項目と、そうで ない項目がある。	・手続きの面倒、費用の問 題は、企業とフリーの立 場によって大幅に違う。
			・JCDA、JID、JJDA等と 協力。
			・ファッション関係業界を 調査。
			・JAGDA等と協力。
	・登録に時間がかかる。		
	・ハードウェア的なものは意匠 権の対象になっている。		
			・JPDA、JAGDAと協力。

デザイン制作物(商品)の種類 ジャンル	成果物の例	主に保護する法律 /機能状況	法律上の問題点
6. 人間工学系 デザイン (マンマシンインターフェイス・ テキストチャー・ 五感デザイン)	計器盤レイアウト(明視化) 操作盤(操縦性) 医療装置・環境 (リラクゼーションをもたらす) プログラムソフト	意匠法・著作権法 /×	・未保護分野と考えられる。 ・特許権の研究に関連。
7. カラーリング ライティング サウンド、 デザイン	広告塔・サインボード (光、音、色などの 組み合わせによる 表現物)	意匠法・著作権法 /△	・未保護分野と考えられる。 ・彫刻と考えられるものほど 保護されやすいと判断される。
8. インテリア系 デザイン	建築内部デザイン (住宅・店舗・オフィス・ 公共空間) 乗物の内部デザイン	著作権法 /×	
9. エクステリア 系デザイン	全体計画 (駅・公園・博覧会) グリーン計画 親水計画 橋梁デザイン 門・フェンス・雨とい ソーラーシステム	意匠法・著作権法 /×	・環境関係法との関連あり。 ・都市計画に関するものは関連諸 法を調査。 ・彫刻と考えられるものほど保護 されやすいと判断されている。
10. 建築系 デザイン	公衆便所・ テント・シェルター プレハブ住宅・物置 パビリオン モニュメント 高齢者用施設・装備	意匠法・著作権法 /△	・著作権法による建築に該当する 場合もある。

	運用上の問題	利用上の問題点	備考
	・コンピュータソフトなどの成立しつつある技術領域に特許・著作権保護の努力がなされている。		
			・ SDA、DDA、JIAと協力。
	・ 保護されたケースを事例にして調査する必要あり。	・ 著作権法になると「現物」のみとなるため、レプリカを生み出すのでないかぎり、保護メリットは低い。	・ JID、JIAと協力。
		・ 著作権法になると「現物」のみとなるため、レプリカを生み出すのでないかぎり、保護メリットは低い。 ・ 写真撮影される場合等利用法が不明確。	・ JIAと協力。 ・ 成果物のうち大量生産するものは、2.プロダクトデザインに、少量のものは、3.クラフトデザインにふくまれる可能性あり。
	・ 特殊建築物(建築基準法上の意味も含む)ほど著作権法の保護対象となりやすい。	・ 著作権法になると「現物」のみとなるため、レプリカを生み出すのでないかぎり、保護メリットは低い。 ・ 写真撮影される場合等利用法が不明確。	・ 成果物のうち量産するものは、2.プロダクトデザインへ。